

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
くるまえばい三枚網漁業	4	定めなし	共第 2 号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有し、かつ、共第 2 号共同漁業権の漁場の区域においてくるまえばい三枚網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権	なし	令和 5 年 4 月 29 日から同年 5 月 28 日まで	令和 5 年 5 月 30 日から令和 10 年 4 月 24 日まで

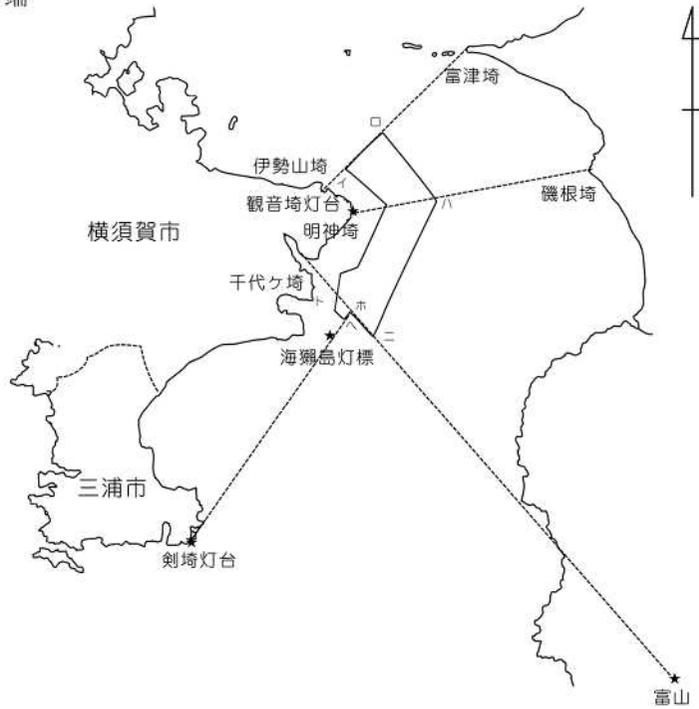
					者の受忍を受けている者			
か れ い 及 び た い を 目 的 と す る 三 枚 網 漁 業	1	同上	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから3000メートルの所 ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から3300メートルの所 ニ 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神崎突端から4000メートルのところ ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点 へ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホ	8月1日から翌年3月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有している者	1 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。 2 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1) 目合9cm以上 (2) 網の高さ3m以下 (3) 網1反の長さ70m以下 (4) 1隻の網の使用反数15反以下	同上	令和5年6月27日から令和8年6月13日まで

			を結んだ直線との交点 ト 千代ヶ崎突端					
--	--	--	------------------------	--	--	--	--	--

操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域

- イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端
- ロ イと千葉県富津市富津埼突端を結んだ直線上イから3000メートルの所
- ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から3300メートルの所
- ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から4000メートルの所
- ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海瀬島灯標を結んだ直線の延長線との交点
- へ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位139度18.2分の直線と、海瀬島灯標とホを結んだ直線との交点
- ト 千代ヶ埼突端



漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	1	定めなし	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの15cm以上 (2) たい、すずきを目的とするもの9cm以上 2 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	令和5年4月29日から同年5月28日まで	令和5年6月27日から令和8年7月31日まで
めばる一枚網漁業	同上	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	同上	1 網の目合は6センチメートル以上とする。 2 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	令和5年6月27日から令和8年7月31日まで